

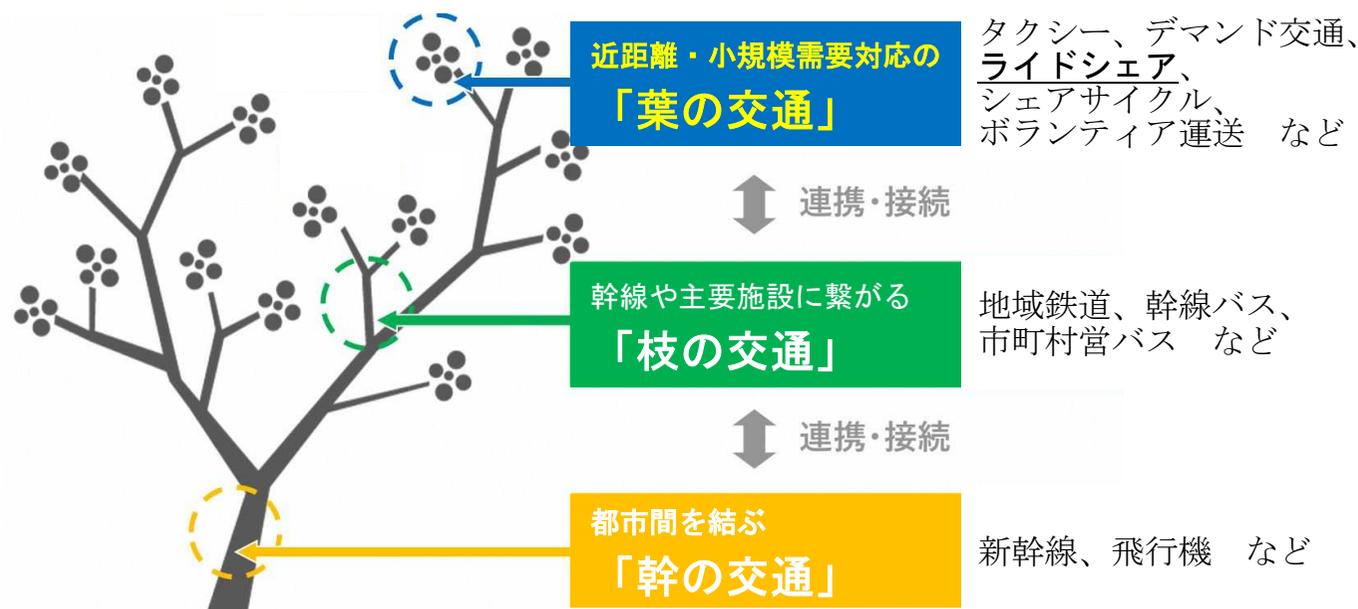
## 国土交通省「交通空白」解消本部

全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため設置（令和6年7月16日）

- それぞれの地域事情ごとに、「移動の足」の確保に向けた取組が求められる
- 制度拡充された「公共ライドシェア」や、本年4月に開始された「日本版ライドシェア」など、地域交通を支える新しいツールなども積極的に導入し、「交通空白」を解消していく必要がある

## 地域公共交通計画

- 地域公共交通のマスタープランであり、原則として、全ての地方公共団体において作成が必要
- 「交通空白」解消のためには、特に「葉の交通」の充実が求められるため、地域の実情に最も詳しい市町村が地域公共交通計画を策定することは極めて重要
- 県としては、市町村が地域公共交通計画の作成に積極的に取り組めるよう助言・支援を行い、「交通空白」の解消に向けて市町村と連携して取り組んでいく



## 山形県地域公共交通計画

- ◆ 現行計画期間はR 3～7
- ◆ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から調整
- ◆ R 7は次期計画の策定作業
- ◆ 次期計画（R 8～12）では、総合支庁ごとに地域別目標を設定する予定であり、現在、市町村と議論中